

公益財団法人山梨県スポーツ協会後援等取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、各種団体等が主催する事業に対する公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下、「本協会」という。）の後援、共催（以下「後援等」という。）の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

（後援等の区分）

第2条 本協会の後援等の使用の承認にあたっては、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める内容によるものとする。

（1）後援

各種団体等が主催する事業で、本協会として経費または人的負担はしないが、事業の趣旨に賛同し、その開催を間接的に支援する場合とする。

（2）共催

本協会が他団体と共同して事業の主催者の一員となり、事業の運営に参画し、経費または人的負担を伴い、責任を分担するものとし、本協会の理事会で承認された場合とする。

ただし、急施を要する場合は、専務理事が決裁し、理事会へ事後報告する。なお、共催については、賞状、賞品等を授与することができる。

（使用できる名義）

第3条 使用できる名義については、「公益財団法人 山梨県スポーツ協会」とする。

（審査基準）

第4条 後援等の対象事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

（1）本協会加盟団体

（2）営利目的を有しないアマチュア団体及び社会的貢献度の高い団体

（3）前各号に掲げるものの他、会長が特に認める団体

2 後援等の対象事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（1）スポーツ活動の振興に寄与し、スポーツの推進のうえで特に必要と認めるもの。

（2）私的な利益を目的としないもの。

（3）公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けるおそれのないもの。

（申請手続き）

第5条 後援等の使用承認を受けようとする者は、後援申請書（様式-1）に次に掲げる書類を添付し、本協会に事業実施日の1ヶ月前までに提出しなければならない。

ただし、「公益財団法人山梨県スポーツ協会」後援名入りの事業実施要項等を作成する場合には、その1ヶ月前とする。

- (1) 団体の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類
- (2) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（開催要領・企画書など）
- (3) 収支予算書（入場料等を徴収する場合）
- (4) 新規案件の場合は、団体の過去の事業実績を明らかにする書類

（承認手続き）

第6条 本協会は、前条の申請書を受理したときは、申請者に対し速やかに文書（様式-2）で通知するものとする。

2 後援等の使用を承認する際には、次の条件を付するものとし、違反した場合は承認を取り消すとともに、以後申請があった場合にも承認はしないものとする。

- (1) 承認時の事業計画内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、1ヶ月以内にその結果について報告書（様式-3）を提出すること。
- (3) 事故防止、救護体制等については、十分に配慮すること。
- (4) 後援の承認については、事業の経費は負担しないこと。
- (5) 当該事業を利用して営業を目的とする宣伝や販売行為は、一切行わないこと。
- (6) 公序良俗に反しないもの、その他社会的な非難を受けないこと。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、従前の共催後援協賛内規は廃止とする。

附 則

この要綱は、公益財団法人山梨県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。